

## 傷病手当金の支給について

## 公務によらない病気やケガで休職等になった場合は、傷病手当金を請求することができます

## ● 支給要件

## 在職中

組合員が公務によらない病気やケガの療養のため勤務することができなくなり、そのため給料が支給されなくなったとき。※

※平成27年10月に標準報酬制導入により病気休職で8割の給料が支給されている場合でも傷病手当金が支給される場合もあります。

## 退職後

1年以上組合員であった人が、退職日までに病気休暇・病気休職等を引き続き3日以上取得し、退職後も引き続き病気やケガのために勤務できない場合で、任意継続組合員又は国民健康保険に加入した場合。(家族等の被扶養者となった場合には対象外。)

## ● 支給期間

傷病手当金(法定給付)…………… 1年6か月の範囲内

傷病手当金附加金(附加給付)…… 法定給付支給終了後、6か月の範囲内

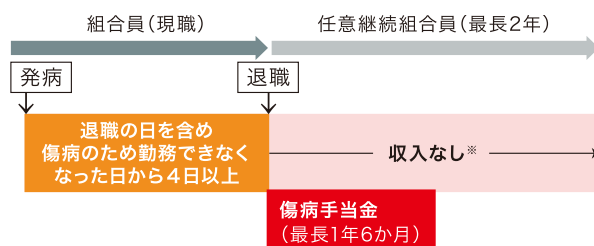
## 例1

病気休暇(90日)、病気休職(有給1年、無給2年)を最長期間とった後、退職した場合



## 例2

傷病のため勤務できなくなった日から4日以上経過して有給期間中に退職し、退職後任意継続組合員となる場合



標準報酬制導入により、病気休職中で給料8割の支給中に傷病手当金が支給される場合があります。

8割の給料支給期間中に傷病手当金の支給が開始された場合、傷病手当金の終期日と無給の病気休職終期日とが異なります。

※「収入なし」とは、病気や負傷のために仕事ができない場合をいいます。したがって、傷病が軽快し、仕事ができる状態であるにも関わらず、単に適職がない等により仕事をしないために収入がない場合は、傷病手当金は支給されません。傷病手当金は収入としてみなされるため、家族の被扶養者にはなれません。

## ● 支給金額

平均標準報酬日額 × 2/3 × 支給日数

## 平均標準報酬日額とは？

傷病手当金受給月を含め、過去12か月の標準報酬月額を平均した金額を22で除して、平均標準報酬日額を算定し、傷病手当金額を計算します。

【例1】傷病手当金受給月(10月)まで過去12か月に標準報酬月額(470,000円)の変更がなかった

470,000円×12か月÷12か月=470,000円 → 470,000÷22=21363.6(10円未満四捨五入)≒21,360円 平均標準報酬日額

【例2】過去12か月に標準報酬月額に変更があった

①平成27年11月～平成28年12月 470,000円(2か月) → 470,000円×2か月=940,000円

②平成28年1月～平成28年10月 440,000円(10か月) → 440,000円×10か月=4,400,000円

(①+②)÷12か月

(940,000円+4,400,000円)÷12か月=445,000円 → 445,000円÷22=20227.2(10円未満四捨五入)≒20,230円 平均標準報酬日額

## ● 事前審査

傷病手当金の請求前に、所属所において必要書類を取りまとめて提出していただきます。

退職者の方は、退職時の所属所を通して事前審査の必要書類の提出を行っていただきます。

提出された書類を審査し、支給要件を充足していることを確認したうえで請求手続等についてお知らせします。(傷病手当金の詳細は、「福利厚生ハンドブック(平成28年1月)」P70～P73も参照してください。)

また、傷病手当金の請求に当たっては、所属所の事務担当者にご相談ください。

問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎ 03-5320-6827